

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管および返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)および「赤十字標章等および特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、鯖江・丹生消防組合消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章および身分証明書をいう。以下同じ。))の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義および様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗および車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 消防長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。))に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式2)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 消防長は、前条第2号および第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(別記様式1)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式2)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章および帽章の交付)

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章および帽章(以下「腕章等」という。))を交付するものとする。

2 消防長は、第3条第2号および第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗および車両章の交付)

第6条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務または協力のために使用される場所もしくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。))を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗または車両章(以下「旗等」という。))をあわせて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第2号および第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、または使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損または破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等
(身分証明書の交付)

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。
(身分証明書の携帯)

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。
(身分証明書の再交付)

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、または使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により、速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があつた場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。
(有効期間および更新)

第13条 第10条第1項の規定により、消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失つたときまでとする。

2 第10条第2項の規定により消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況および国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。
第4章 保管および返納
(保管)

第14条 消防長は、申請書および特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務または協力を行つている場合および訓練または啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。
(返納)

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失つたときその他の事由があつたときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等
(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、または貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務または協力を行つている場合および訓練または啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務または協力のために使用されていなければならない。
(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用および管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

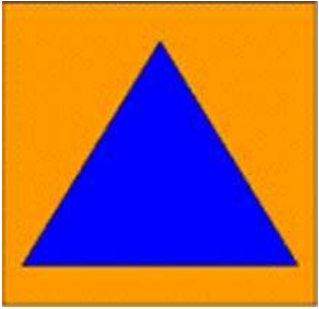
第6章 雑則
(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等および特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 鯖江・丹生消防組合消防本部における特殊標章等の交付および管理に関する事務は、警防課が行うこととする。
附 則
この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

別紙(第2条関係)

区分	表示		制式
	位置	形状	

腕章	左腕に表示		① オレンジ色地に青色の正三角形 ② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：鯖・丹 第〇号)
帽章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張		
車両章	車両の両側面および後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

	消防長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Date of issue		
証明書の番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	目の色/Eyes	髪の色/Hair
その他の特徴又は特徴/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

別記様式 1 (第 4 条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部
消防長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号： E-mail：	写真 縦4×横3cm (身分証明書の交付の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付の場合のみ記載) 身 長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (Rh因子)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶等の概要及び使用する標章の数等 (標章の交付の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資格： 証明書番号： 交付等の年月日： 有効期間の満了日： 返納日：	

別記様式2(第4条関係)

別記様式2(第4条関係)

特殊標章等の交付した者に関する台帳

[illegible]

別記様式 3 (第 9 条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長 殿	
申請者	
住所 (電話)	
氏名 印	
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失(破損等)年月日	
3 紛失の状況(破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式 4 (第 1 2 条関係)

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
鯖江・丹生消防組合消防本部 消防長 殿	
申請者	
住所 (電話)	
氏名 印	
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入すること。
- 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記すること。
- 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。